

# いじめ防止等に関する基本的方針（R5年9月改定）

## 1 ～本校におけるいじめの対応・指導について～

### <いじめに対する基本的な考え方>

◎ いじめとは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ・ いじめを発見した際には、何よりも被害児童及び保護者に対して「全職員が味方であること」「必ず守ること」を約束する。
- ・ 加害児童に対しては、事実を把握した上で、いじめは人として絶対に許されない行為であること、人を傷つける言動は、絶対にしないことを約束させる。

参考：いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

◎ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等がいじめは現に起きているとの基本認識に立ち、それぞれの責務及び役割を自覚したうえで迅速かつ機動的に対応するとともに、主体的に連携することにより、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

参考：福島市いじめ防止等に関する条例 第3条3（令和5年6月改正）

## 2 <いじめ防止の学校体制の構築>

校長のリーダーシップの下、いじめ防止に向けた学校体制を確立し、全教職員一丸となって、いじめを許さない学校づくりに努めます。また、いじめの早期発見、認知を的確に行い、速やかに指導及び解決を行います。

### 学習指導の充実

「集団づくり」と「授業づくり」に努め、開発的・予防的な生徒指導を推進することで、いじめの予防に努めます。

### 保護者・地域との連携

日頃から家庭・地域へいじめに関する啓発に努め、学校と家庭・地域が連携・協働できる体制づくりを推進します。



いじめのない福三小

### 道徳教育・特別活動の充実

道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度を養い、いじめを許さない心を育みます。また、望ましい集団活動を通し、いじめが起こりにくい温かい集団をつくります。

### 人権教育・教育相談の充実

豊かな感受性や仲間と協力していじめをなくそうとする実践力を育成します。また、気軽に相談できる体制をつくり、児童が安心して学校生活を送れるようにします。



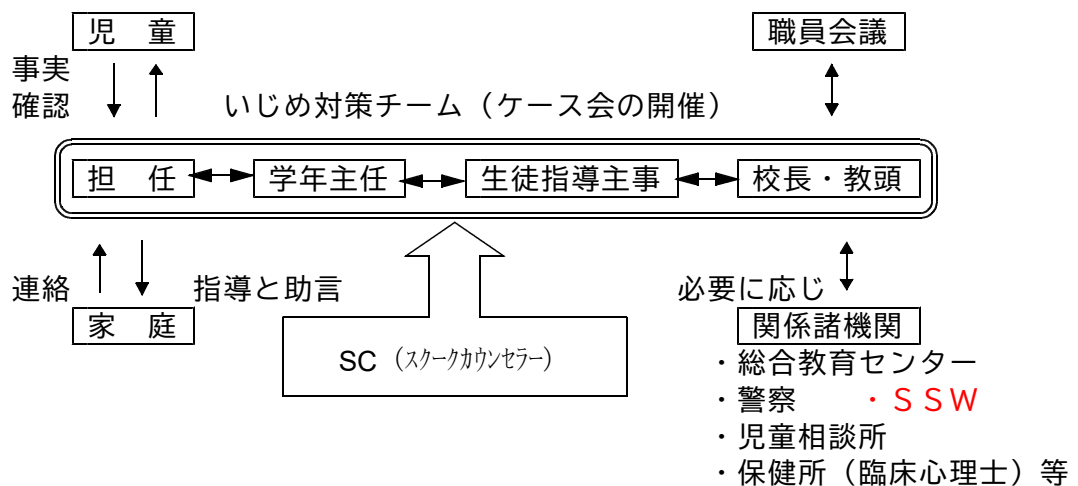
③ 生徒指導協議会

構成員	全職員
定例会	5月 12月 2月（年間3回）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特に指導を要する児童についての指導と共通理解 （特別支援教育コーディネーターとの連携）</li> <li>○ 校内、校外で発生した問題の周知と対処の仕方</li> <li>○ 学警連、外部生徒指導協議会などへの参加及びその内容の報告</li> <li>○ 生徒指導に関わる研修（いじめ・不登校等）</li> <li>※ いじめに関する研修は、職員会議の中でも行う。</li> <li>○ 校内外の児童及び個別の児童等に関する情報共通理解</li> </ul>
研修計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめのメカニズムとその対応</li> <li>○ いじめに関する教職員自己点検シートの活用 等</li> </ul>

④ 学年会

- 学年・学級目標の具体化の取組
  - ・ 学年・学級内の望ましい人間関係の育成
  - ・ 基礎・基本の定着と学力向上
  - ・ 基本的生活についての習慣化
  - ・ 教室環境の整備

(3) 緊急問題行動発生時の対応について



学校におけるいじめ予防の3段階

段階	内容	対象者	学校の対応	具体的な取組例
①発達支持的生徒指導 課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）	いじめ予防教育や子ども心の安定	全ての児童	日常的教育相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳教育の充実</li> <li>・ 教育相談週間</li> <li>・ アンケート</li> <li>・ 全校集会</li> </ul>
②課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）	いじめ早期発見、いじめ未遂事案発生後の対応	いじめの可能性が高い児童、影響を受ける児童	校内いじめ対策チーム（必要に応じ関係機関）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急ケース会議（アセスメントと対応）</li> <li>・ 本人及び周囲の児童へのケア</li> </ul>
③困難課題対応的生徒指導	いじめ発生後のケア	当該児童、影響を受ける児童	校内いじめ対策チーム、教育委員会、SC、SSW、関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケア会議</li> <li>・ 周囲の児童へのケア</li> <li>・ 保護者会</li> </ul>

#### 4 <いじめ防止の相談体制について>

- 教育相談の実施について
  - ・ 5・6月と11月を「教育相談月間」として、休み時間や放課後等を利用し、児童全員を対象とした教育相談を行う。
  - ・ 問題傾向を持つ児童に対しては、定期的に教育相談をし、未然に問題を予防する。
  - ・ スクールカウンセラーとの情報共有・連携を図り、随時教育相談を進めていく。
- 児童調査について
  - ・ 年間3回（5月・11月・2月）「楽しい学校生活アンケート調査」を実施し、児童の問題について把握し、指導にあたる。
  - ・ アンケート調査の結果をQ-Uテストで分析し、児童の人間関係や集団生活の意識を把握することで、よりよい学級経営に生かしていく。

#### 5 <いじめ発生時の対応（いじめが疑わしい場合を含む）>

##### 1 情報のキャッチ

- ア 担任（いじめ相談窓口）・分科担任等を中心とした全職員による日常生活の観察
- イ 全校で「児童（いじめ・悩み）調査」などの前段階調査
- ウ 担任がいじめを発見した場合
- エ 児童からの訴えがあったとき
- オ 親（保護者）からの訴えがあったとき

##### 2 いじめ対策チーム（ケース会）の開催と情報収集

【児童実態把握】担任は迅速かつ正確に事実関係を調査し、記録を残す。

- いじめに関する事実確認についての役割分担
  - ・ いじめに関する事実の確認（個別的聞き取りを中心に）
  - ・ いじめに関する時系列の記録作成
  - ・ 個々の聞き取りの検証、確認が必要な内容の明確化

【管理職へ報告】担任は当日中に校長及び教頭に概略を報告する。

【市教委への報告】いじめを認知した時点で、「いじめに関する報告書」（市教委指定用紙）を第一報として提出する。（生徒指導主事）

【関係職員による情報交換】当日中に緊急会議を開く。

- いじめ対策チームの役割分担、対応策や指導方針などの検討・明確化

【即時・複数対応】校長の指導の下に組織的に且つ迅速に対応する。

##### 3 関係児童・保護者及び諸機関への対応

- ア 【被害児童】いじめを受けた被害児童への指導
  - ・ 味方であり、学校は必ず守り通すという毅然とした姿勢・態度を示す。
  - ・ 児童の気持ちを共感的に聞く。（自分の気持ちを話させる。）
  - ・ 人に話すことは、正当な行為であることを理解させ、いつでも相談するよう話す。

- イ 【周囲児童】まわりの児童への指導
  - ・ いじめは断固として許されないことを示し、傍観し何もしないことも許されないことであることを理解させる。
  - ・ いじめの情報は、すぐに教師に知らせることを指導する。
- ウ 【加害児童】いじめに関わった児童への指導
  - ・ いじめは人間として絶対に許されないという毅然とした姿勢・態度で指導する。
  - ・ 受容的態度でいじめの背景を探り、問題点を明確化し根気強く指導する。
  - ・ 相手の気持ちを理解させ、謝罪させる。
  - ・ 必要に応じて関係機関へ連絡し、協力体制を整える。
- エ 【保護者】関係した児童の保護者への連絡
  - ・ 常に誠意ある対応を心がけ、調査して明らかになったことを知らせ、解決の方針や取り組み、解決の姿、長期的な支援などについて説明する。
- オ 【教育委員会及びPTA等関係機関】（報告・連絡・相談）
  - ・ 事実内容を共有し、事故報告、事故対応の協議を行う。
  - ・ 「いじめ防止サポートチーム」の派遣要請をする。

#### 4 事後対応

- いじめ対策チームの定期開催（いじめ問題の解決まで）
  - ・ 方針に基づいた指導の成果・課題の検討
  - ・ いじめに関する現状についての確認
  - ・ 今後の方針の確認
- 指導の経過の記録の整理と、再発防止に向けた、当該児童への支援の継続（継続観察・保護者と連携）
- 家庭及び関係機関等との連携強化

#### 6 <インターネットを通じて行われるいじめの対応策>

- ① 被害児童への対応…複数の教師で情報を共有し、被害児童に寄り添った支援を進める。
  - ② 加害児童への対応…背景や事情を綿密に調べ、保護者に連絡し早急に書き込みを消させる。
  - ③ 全校児童への対応…掲示板やメール等で誹謗・中傷を発見した場合、すみやかに教職員や保護者に相談するように指導する。
- ※ 情報モラル指導計画を参照のこと

#### 7 <重大事態が発生した場合の対応>

- 深刻ないじめの事案発生時の対応
  - ・ 他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止を含む毅然とした指導も検討する。
  - ・ 別紙「市立学校用重大事態フロー図」に基づいて迅速に対応する。  
（いじめの重大事態が発生し、又は発生の疑いがある場合には、その日から7日以内に福島市教育委員会を通じて、福島市長に報告する。）
  - ・ 原則、「不登校重大事態」は、学校がいじめ対策チームに適切な外部人材を加え、調査を行い、調査報告書を作成する。